

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）
2019（平成31）年度 制度の狭間の課題解決モデル事業テーマ
『働きづらさを抱える方のための働く場づくり事業』の実施について

1. 助成について

（1）助成額・助成期間及び助成件数について

- 助成額： 1実施主体につき上限40万円／1か年度
- 助成件数： 1テーマにつき、3件程度
- 助成期間： 本事業の指定期間は、原則として2年以内

（2）助成金の申請方法・手順等について

- ①事業実施申請書の提出 【募集締切：平成31年5月末】
⇒ ②事務局による事前ヒヤリング（必要に応じて）
⇒ ③地域公益推進会議において候補団体の決定【平成31年6月】
⇒ ④運営委員会（書類）において助成審査・内定【平成31年6月】

（3）助成の決定について

① 助成先の選考

申請書類に基づき、岡山県地域公益活動推進センター（以下、「県公益推進センター」という。）の運営委員会においてモデル事業の指定並びに助成金交付額を決定します。

【助成内定時期】平成31年7月

② 決定通知および助成金の送金

県公益推進センターより決定先に決定通知を行うとともに、できる限り早期に指定の銀行口座あてに助成金を送金いたします。

【支払い時期】平成31年7月

2. 事業実施上の留意点

（1）事前協議について

事業の指定並びに助成を希望する会員は、所定の書類を添えて、県公益推進センター事務局まで、申請します。県公益推進センター事務局は事前確認・協議を行います。

（2）県公益推進センターとしての支援

- ・ 県公益推進センターは、現状把握及び課題整理を事業実施基礎団体会員等と共に行うとともに、必要に応じ、運営への支援や連絡会、学習会等を実施します。
- ・ 県公益推進センターは、モデル指定年度終了ごとに、事業実施基礎団体会員等とともにモデル事業実施における効果・課題等についての評価・分析を行います。

（3）市町村域ネットワークにおける事業実施

市町村域の社会福祉法人ネットワーク組織（社会福祉法人連絡会等）において事業実施をする場合には、当該組織の設置要綱を付し、事務局を担当する市町村社会福祉協議会、または社会福祉法人・施設を申請者としてください。

3. 事業実施における主なスケジュール / H31年度新規指定

時 期		内 容		
		県公益推進センター		基礎団体会員等
31 年度 ／ 助 成 1 年 次	4月	H31年度分/募集開始	→	募集要綱配布
	5月	H31年度分/募集締切・申請書類の受理	←	申請関連書類 提出
	6月	地域公益推進会議 H31年度 指定候補選定		
		運営委員会 H31年度分/審査・内定		
	7月	H31年度分/指定・交付決定、請求書提出依頼	→	
		H31年度分/助成金送金	←	請求書提出
	随時	個別支援、助言や情報交換会	⇔	相談、助言依頼等
3月上旬	H31年度分/実施報告書提出依頼	→		
32 年度 ／ 助 成 2 年 次	4月	H31年度分・2年次/継続審査（事務局）	←	実施報告書提出
		H31年度分・2年次/事業案内（継続決定）	→	
	5月	H31年度分・2年次/助成金送金	←	請求書提出
	随時	個別支援・助言や情報交換会	⇔	相談、助言依頼等
	2月下旬	H31年度分・2年次/ 実施報告書, 成果物提出依頼	→	
		H31年度分/モデル事業実施成果報告	←	参加

↓

県内へ事業展開、普及促進（ノウハウ提供） (例) 準備講座、研修会、実施者交流会	←	協力
--	---	----

※ 本事業は、原則2年間指定です。（但し、単年度ごと事業報告にもとづく評価を行います。）

※ 相談、助言依頼等は随時対応。（例）電話等での相談、勉強会等への参加も可。

※ 地域公益推進会議の役割

①指定基礎団体会員等が取り組み状況や課題・効果について情報共有・意見交換を行い、新たな気づきや事業の質を高めていく。

②他の会員等へのフィードバックに向けた成果の取りまとめ、並びに今後の普及促進に向けた事業企画検討。

テーマ 『働きづらさを抱える方のための働く場づくり』

○「制度の狭間の課題解決モデル事業」について

モデル事業は、地域における制度の狭間の様々な課題に対応するため、岡山県地域公益活動推進センターの基礎団体会員である社会福祉施設及び市町村社会福祉協議会、並びに市町村域ネットワークが行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働のもと、創意工夫ある事業に取り組むものです。先駆的な取組として情報を広く共有することにより、新たな発想に基づく支援の仕組みが、県内各地で創出されることを目的としています。

○平成31年度テーマ「働きづらさを抱える方のための働く場づくり」の設定背景

- ・社会環境の変化を背景に、ひきこもり、社会的孤立、ワーキングプア、再就職困難等の多様で複合的な課題を抱える方が増えています。
- ・「生活困窮者自立支援制度」等の相談窓口により支援につながる方は増えてきている一方で、支援の出口として、就労や社会参加の機会を提供し、経済的困窮・社会的孤立からの脱却につなげていくことが求められています。
- ・しかしながら、単に雇用問題による経済的困窮の状態にあるばかりではなく、対人関係や心身の問題等、社会面や生活面に関して複合的な課題を抱えている場合も多く、就労や社会参加の支援において「福祉的配慮」が必要となっています。
- ・社会福祉法人には、福祉的な支援を必要とする方々を支える専門職がいます。また、社会福祉法人の職場には働くことの喜びや「支えられること・支えること」を感じられる場面も多くあると思われ、社会福祉法人のマンパワーと機能を生かした「就労訓練」・「就労体験」の取組みが期待されています。

<働くこと>

働くことは、経済的な自立に資するだけではなく、社会の中で役割を得つつ自己実現の機会にもなります。働くことを通じて、再び社会とのつながりをつくっていくことは、豊かな心と生活を取り戻すための自立に向けて不可欠です。

<自らの事業所のために>

福祉的配慮の必要な方を受け入れることは様々な苦勞が想定されます。一方で、支援を通じて「誰にとっても働きやすい職場環境」をつくっていく過程は、ひいては人材確保、業務の効率化や職場定着・人材育成につながると考えられています。

- ・生活困窮者自立支援制度の「就労訓練事業所」は県内に約60ヶ所認定されています。就労に向けて十分な準備が整っていない対象者が、継続して通うことを考えると自宅から遠くないところに就労訓練事業所があることが望まれますが、現在は地域に偏りも見られています。
- ・また、生活困窮者自立支援制度に限らず、就労準備として柔軟な働き方を必要とする方の相談・支援を行っている機関・団体でも、同様に受入先が必要となっており、県内に広く、働く場づくりが広がることは、地域の基盤づくりにつながるものと考えます。